

知夫村障害者活躍推進計画

| | |
|----------------------------|--|
| 機関名 | 知夫村 |
| 任命権者 | 知夫村長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 知夫村役場における障害者雇用に関する課題 | 知夫村においては、職員総数が40人未満の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 |
| ②定着に関する目標 | なし |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備する。 ○障害者職業生活相談員の選定義務が生じた場合には、3か月以内を選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |